

埼玉における労災保険適用を求めた訴訟の判決に対する見解

過重な手話通訳業務により頸肩腕症候群を発症した全通研（埼玉支部）会員のXさんが、2008年10月に労災保険の適用を求めて東京地方裁判所に提起した訴訟は、2011年1月20日に「請求棄却」となりました。

東京地方裁判所の判決は、手話通訳業務に起因した頸肩腕症候群がXさんに発症しているにもかかわらず救済する道を閉ざしたものであり、また下記の重要な問題点を含んでおり看過できません。

【判決の問題点】

判決は、原告の主治医の意見のとおり原告の症状が頸肩腕症候群であることを認めながら、その発症原因となる業務を社会福祉協議会臨時職員としての期間に限定した上、その従事時間の短さをもって頸肩腕症候群の発生に関し業務起因性がないとしている。

しかしながら、手話通訳業務が頸肩腕症候群の発症原因となりうるものであるから、平成12年の登録手話通訳者としての業務を開始した時点からのすべての業務が今回の発症原因となったことは否定できない。

すなわち、雇用形態と頸肩腕症候群の発症原因とは切り離して考えるべきであり、労働者性が認められない期間があるからといって、発症原因を「労働者」として働いた期間に限定することは、医学的常識に反し、法律問題を医学判断に持ち込む誤りを犯している。

本件は、原告が「労働者」としての業務を開始した時点で既に発症の素因をなす疲労の蓄積を有していたと考えるべきであり、その後発症があれば、その業務起因性を否定することはできない。（これと雇用主としての社協の責任の軽重とは別問題である）

また、手話通訳者の雇用・任用・登録等について、雇用主は当該手話通訳者の専門知識と専門技能並びに経験・実績を評価して雇用等を行い、今後においてその能力が発揮されることを期待しているものである。こうした視点からも、手話通訳者の雇用形態の如何を問わず、その業務による健康障害を防止するための法制の創設が求められている。